

議長	事務局長	事務局次長	総務係長	係員

## 委員会記録簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第18回 議会運営委員会		
開会日時	令和3年 6月25日 午前 10時05分 開会		
	令和3年 6月25日 午前 10時12分 閉会		
場所	第3委員会室		
出席者数	委員定数6名中 出席者5名		
出席委員	熊高 昌三	一	一
	山根 温子	大下 正幸	山本 優
	金行 哲昭	一	一
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	一
欠席委員	児玉 史則	一	一
説明のため出席した者	職名	氏名	職名
	一	一	一
	一	一	一
	一	一	一
出席した事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長
	総務係長	藤井 伸樹	一
付議事件	1、議題 (1) 令和3年第2回定例会の運営について ①追加議案について		
	2、その他 ①閉会中の継続調査事項について		

### 3、経過

【開会 10:05】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和3年第2回安芸高田市議会定例会の運営について

①追加議案について

○熊高委員長

令和3年第2回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

追加議案について事務局の説明を求める。

○森岡事務局長

議会から3件提案する。1点目、発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書である。提出者は山本数博議員、賛成者は金行議員で2人の連名で提出されている。内容は国に対して11項目について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものである。2点目、発議第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてである。提出者は総務文教常任委員会委員長となっている。意見書については、陳情要望書の提出があり、先の総務文教常任委員会で審査した結果、採択となったもので、地方自治法第99条により国に対して行うものである。3点目、発議第3号、安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則は、先般の議会運営委員会、全員協議会において協議いただいたもので、提出者は熊高委員長、賛成者は議会運営委員会全員である。内容は先般協議いただいているとおりである。

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

議案の取り扱いについて、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(議案の取り扱いについて説明)

○熊高委員長

ただいまの説明について、意見はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

追加議案の取り扱いについて、お諮りする。

発議第1号から第3号までの3件は、委員会付託を省略し提案理由説明の後、質疑、討論、採決することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

### 2. その他

(1) 閉会中の継続調査事項について

○熊高委員長

その他の項に入る。

閉会中の継続調査事項について協議を願う。

暫時休憩する。

休 懇 10:11

(閉会中の継続調査事項について協議)

再 開 10:12

○熊高委員長

再開する。

閉会中の継続調査事項については、別紙（案）のとおりとする  
ことで異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決し、会議規則第109条の規定に  
より、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行う。

そのほかに皆さんからないか。

(なし)

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事はすべて終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会10:12】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長